

地域で支えあい いきいきと
安心して暮らせる町 おおい
を目指して



● 計画策定の趣旨

- 高齢者の介護を社会全体で支える仕組みとして介護保険制度が平成 12 年に創設されて以降、各種サービスの充実が図られる一方で、高齢者の増加、現役世代の減少を背景とした制度の持続可能性の確保が課題となっています。
- 第8期計画以降、地域共生社会の実現と現役世代人口が急減する令和 22 (2040) 年を見据えた、介護予防・地域づくりの推進、地域包括ケアシステムの推進、介護現場の革新に取り組むことが求められています。一方、本町では全国よりも早いスピードで少子高齢化が進行しています。
- おおい町では、「地域共生社会」の実現に向けて地域包括ケアシステムの深化を図り、住み慣れた地域で誰もが自分らしく暮らすことのできるまちを目指して、「おおい町高齢者福祉計画・第9期介護保険事業計画」を策定しました。

● 計画の期間

- 本計画は、令和6年度を初年度とし、令和8年度までの3年間を1期とする計画です。

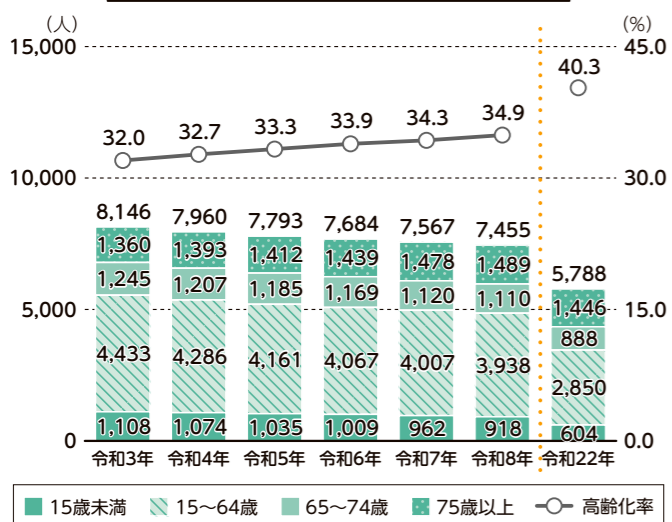
● 計画策定の体制

- 計画策定に先立ち、アンケート調査を行い、高齢者の方々の生活実態や今後のサービスの利用意向等を把握しました。
- 保健、医療、福祉の各分野の関係者をはじめ、広く住民等から意見を聴取するために、一般公募の住民、議会関係者等幅広い関係者の参画による「おおい町介護保険等運営協議会」において、本計画策定にあたってのご意見をいただき、計画に反映しました。

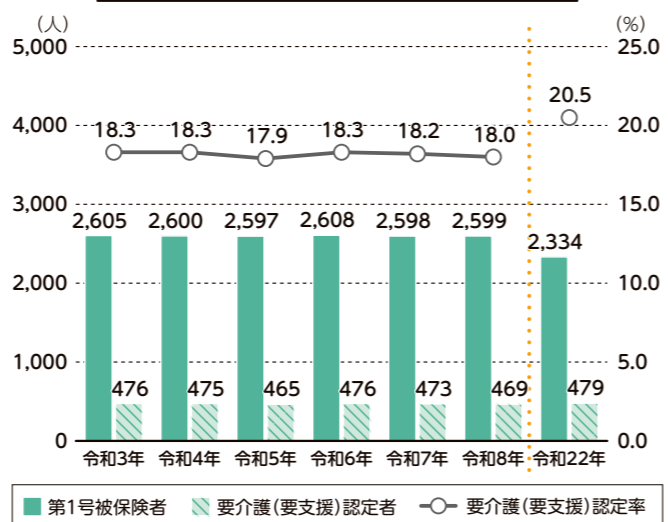
● 本町の高齢者の状況

- 総人口は、減少傾向となっていますが、高齢化率は増加傾向となっています。人口推計では令和6年から令和8年も同様の減少傾向が続き、さらに令和 22 年には総人口は 5,788 人、高齢者人口は 2,334 人、高齢化率は 40.3%になると予測されます。
- 令和3年から令和5年の要支援・要介護認定者数は減少傾向となっており、推計については、令和6年に認定者が増加したのち、令和8年にかけて減少が継続と予測されます。また、要介護認定率についても同様の傾向となっています。

総人口と高齢者人口の推移及び推計



要支援・要介護認定者の推移及び推計



推計方法: コーホート変化率法
令和元年~令和5年(各年9月末)の住民基本台帳を基準値として採用

資料: 介護保険事業状況報告(各年9月末)、
※令和6年以降はおおい町独自推計

● 計画の基本理念

本町では、高齢者と地域住民、関係機関・団体等、様々な人との協力関係により、みんなで高齢者を支え、高齢者がいつまでもいきいきと暮らし続けられるまちづくりを目指し、取り組みを推進してきました。地域共生社会の実現に向けて、引き続き次の基本方針のもと、取り組みを進めていきます。



地域で支えあい いきいきと 安心して暮らせる町 おおい



● 計画の基本方針

基本方針1 高齢者の元気づくりと活かせる環境づくり

高齢者の健康づくり・介護予防活動を促進するため、健康相談・健康教室・訪問指導等を進めるとともに、総合事業の充実を図ります。また、高齢者の社会参加の促進や元気な高齢者の力を活かした地域づくりに向けて、地域の活動リーダー育成、活動の場・機会の拡充に努めます。

さらに、高齢者同士が気軽に参加できる交流の場・機会の充実、高齢者の活躍の場の確保や雇用・就業への支援に取り組みます。

基本方針2 高齢者を見守り・支えあえる仕組みづくり

地域包括ケアシステムのさらなる推進に向けて、多職種合同によるケアマネジメント支援の充実や生活支援コーディネーターとの連携による生活支援サービスの充実、医療と介護の連携強化に努めます。

また、認知症の人が尊厳を保ちながら希望を持って暮らすことができるよう認知症に対する理解の促進を図るとともに、早期発見・早期対応の強化に向けた体制の充実を図ります。

さらに、高齢者虐待防止のための虐待防止等ネットワーク委員会を中心としたネットワークの強化、虐待防止に関する理解の促進、相談窓口の周知に努めます。

基本方針3 高齢者とその家族が安心して暮らせる社会づくり

高齢者やその家族が住み慣れた地域で安心して在宅生活ができるように、災害時の支援体制の整備、感染症対策の体制整備、住環境・移動面における支援、日常生活の支援、介護者への支援等の充実、高齢者の権利擁護等に取り組みます。

また、介護が必要な状態になっても、可能な限り望むかたちで生活できるよう、介護保険サービスの充実や介護人材の養成・確保に努めます。

用語解説

※地域包括ケアシステム… 高齢者が住み慣れた地域で自立らしく安心して暮らし続けられるように、医療・介護・予防・住まい・生活支援の一体的な提供を目指す仕組みのこと。

※ケアマネジメント… 介護保険では要介護者の需要に合わせた介護支援の仕組みのこと。

※生活支援コーディネーター… 高齢者の生活支援・介護予防サービスの体制整備を推進していくことを目的とし、地域において、生活支援・介護予防サービスの提供体制の構築に向けたコーディネートを行う人のこと。

● 計画の施策体系

基本理念

基本方針

基本施策

地域で支えあいいきいきと
安心して暮らせる町おおい

1 高齢者の元気づくりと
活かせる環境づくり

1. 積極的な健康づくりや
介護予防活動に取り組みます

2. 生きがいづくり活動の充実や
地域の活動リーダーの育成に
取り組みます

(1) 積極的な健康づくりの支援

- ①健康づくりの推進 ②介護予防の普及啓発 ③介護予防対象者の把握
- ④リハビリテーションを活用した介護予防の取り組み ⑤介護予防の取り組みへの評価

(2) 介護予防・日常生活への支援

- ①通所型サービス ②訪問型サービス ③介護予防ケアマネジメント

(1) 地域組織活動の支援

- ①老人クラブ活動の支援 ②その他の地域組織活動の支援 ③リーダーの育成・支援
- ④介護予防のためのボランティア育成 ⑤ふれあいサロン ⑥地域での住民つどいの場への支援

(2) 交流の場・機会の拡充

- ①ふれあい入浴事業 ②地域における交流促進 ③世代間交流の促進

(3) 雇用・就業への支援

- ①シルバー人材センターへの支援

2 高齢者を
見守り・支えあえる
仕組みづくり

1. 町ぐるみで地域ケアを進めます

2. 認知症の人への支援や
高齢者虐待防止に向けた、
地域ぐるみでの
支えあいネットワークをつくります

(1) 地域ケアの推進

- ①地域ケア会議 ②地域の支えあい体制の整備 ③総合相談支援事業
- ④包括的・継続的ケアマネジメント ⑤在宅医療と介護の連携推進 ⑥リハビリテーションサービス提供体制の充実

(1) 認知症施策の推進

- ①認知症に対する理解の促進 ②地域の実情に応じた認知症施策の推進 ③認知症予防の推進
- ④認知症への早期対応 ⑤認知症の人等への見守り体制の推進

(2) 高齢者虐待防止への取り組み

- ①高齢者虐待防止ネットワーク体制の推進 ②高齢者虐待防止の普及啓発

3 高齢者とその家族が
安心して暮らせる
社会づくり

1. 多様なサービスを活用した
生活支援を充実します

2. 高齢者とその家族が自分らしく
暮らせる権利を守ります

3. 支援を必要とする方へ適切に
介護保険サービスを提供します

(1) 高齢者の安全・安心を確保するための体制の整備

- ①緊急通報体制の整備 ②救急医療情報キットの支給 ③災害対策に係る体制の整備
- ④感染症対策に係る体制の整備 ⑤運転免許証自主返納者への支援

(2) 誰にでもやさしい生活環境づくり

- ①生活支援ハウスの利用促進 ②住環境の整備

(3) 移動に係る支援の推進

- ①バス利用料金の助成 ②タクシー利用料金の助成 ③移送サービス ④デマンド型交通の推進

(4) 高齢者の暮らしの支援

- ①寝具乾燥消毒サービス ②給食サービス ③食の提供体制整備事業 ④買い物代行事業 ⑤聞こえに関する支援

(1) 介護者への支援

- ①家族介護への支援 ②在宅介護支援金の支給 ③介護用品の支給 ④介護者支援施設（やまもも）の活用
- ⑤介護者の状況把握体制の整備

(2) 権利擁護への取り組み

- ①権利擁護の推進 ②成年後見制度の利用促進

(1) 居宅サービス

(2) 地域密着型サービス

(3) 施設サービス

(4) 介護保険事業の適正・円滑な運営

- ①介護給付適正化の推進 ②要介護認定者の適切なマネジメント ③介護人材の確保
- ④介護保険サービスの質の向上 ⑤事業者・介護関係機関の連携体制とその支援 ⑥低所得者対策の推進

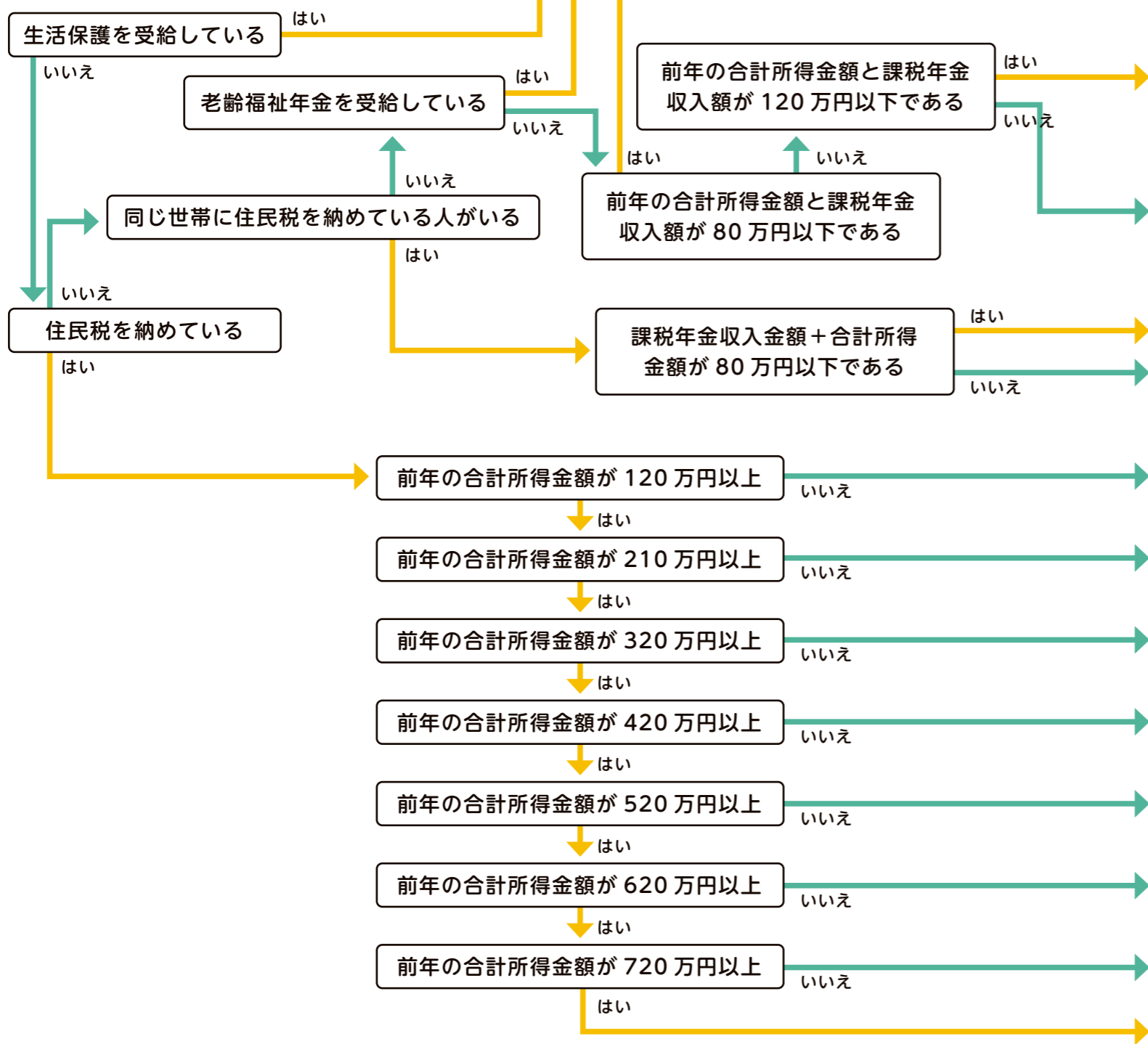
介護保険料について

65歳以上の人(第1号被保険者)
 保険料基準額
 年額69,600円
(月額5,800円)

おおい町の介護保険給付にかかる費用
25億877万円
 (令和6年度～令和8年度の3年間)

第9期計画では、介護給付費準備基金を取り崩して保険料を軽減します。
 これにより、第9期計画では月額 647 円程度を軽減して第8期計画より 400 円減額した保険料とします。

65歳以上の人(第1号被保険者) あなたの保険料段階は?



保険料段階	対象者	第9期 令和6年度～令和8年度	
		負担割合	保険料月額
第1段階	生活保護受給者	基準額 × 0.455 (0.285)	2,639円 (1,653円)
	老齢福祉年金受給者で、世帯全員が住民税非課税の人		
	世帯全員が住民税非課税の人で、課税年金収入金額+合計所得金額が80万円以下の人		
第2段階	世帯全員が住民税非課税の人で、課税年金収入金額+合計所得金額が80万円を超え120万円以下の人	基準額 × 0.565 (0.365)	3,277円 (2,117円)
第3段階	世帯全員が住民税非課税の人で、課税年金収入金額+合計所得金額が120万円を超える人	基準額 × 0.69 (0.685)	4,002円 (3,973円)
第4段階	世帯に住民税を課税されている人がいて、本人は住民税非課税で、課税年金収入金額+合計所得金額が80万円以下の人	基準額× 0.9	5,220円
第5段階	世帯に住民税を課税されている人がいて、本人は住民税非課税で、課税年金収入金額+合計所得金額が80万円を超える人	基準額× 1.0	5,800円
第6段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が120万円未満の人	基準額× 1.2	6,960円
第7段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が120万円以上210万円未満の人	基準額× 1.3	7,540円
第8段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が210万円以上320万円未満の人	基準額× 1.5	8,700円
第9段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が320万円以上420万円未満の人	基準額× 1.7	9,860円
第10段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が420万円以上520万円未満の人	基準額× 1.9	11,020円
第11段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が520万円以上620万円未満の人	基準額× 2.1	12,180円
第12段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が620万円以上720万円未満の人	基準額× 2.3	13,340円
第13段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が720万円以上の人	基準額× 2.4	13,920円

※ () 内は公費負担による軽減後の保険料率です。

介護保険で利用できるサービス一覧

在宅で受けられるサービス

訪問介護	訪問介護員（ホームヘルパー）が利用者の居宅を訪問し、入浴、排泄、食事等の日常生活の支援を行います。
訪問入浴介護	巡回入浴車（浴槽を積んだ入浴車）で利用者の居宅を訪問し、入浴介護サービスを行います。
訪問看護	医師の指示に基づいて、保健師や看護師等が利用者の居宅を訪問し、看護を行うなどの支援を行います。
訪問リハビリテーション	医師の指示に基づいて、理学療法士や作業療法士が利用者の居宅を訪問し、心身の機能の維持回復を図り、日常生活の自立を助けるために行われる理学療法、作業療法その他必要な機能訓練（リハビリテーション）を行います。
居宅療養管理指導	医師、歯科医師、薬剤師、管理栄養士等が利用者の居宅を定期的に訪問し、療養上の管理及び指導を行います。
通所介護	デイサービス施設（センター）において、入浴、食事提供等の介護、その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行います。
通所リハビリテーション	主治医がその治療の必要性を認めた在宅の利用者が、デイケア施設（センター）に通い、その心身機能の維持回復と日常生活の自立支援のために理学療法、作業療法その他必要な機能訓練（リハビリテーション）を行います。
短期入所生活介護	介護老人福祉施設に短期間入所する在宅の利用者に対して、入浴、排泄、食事等の介護、その他の日常生活の支援及び機能訓練を行います。
短期入所療養介護	治療の必要程度に応じて介護老人保健施設や介護医療院に短期間入所する在宅の利用者に対して、看護、医学的管理下における介護、機能訓練、その他必要な医療、ならびに日常生活の支援を行います。
特定施設入居者生活介護	有料老人ホーム等で食事・入浴等の介護や機能訓練を行います。
福祉用具貸与	車いす、車いす付属品、特殊寝台、特殊寝台付属品、床ずれ防止用具、手すり、スロープ、歩行器、歩行補助つえ、認知症高齢者徘徊感知機器、移動用リフト等の福祉用具のレンタル（貸し出し）を行います。
特定福祉用具販売	心身の機能が低下した高齢者に対して、入浴や排泄に用いる用具の購入費を支給します。
住宅改修	段差の解消、廊下や階段への手すりの設置等といった小規模改修に対して、その費用を支給します。
居宅介護支援・介護予防支援	どのような種類のサービスをどのようなスケジュールで利用するのがよいのかを、本人や家族の事情も組み込んで介護サービス計画（ケアプラン）を作成します。事業者との利用調整等も含め、その作成に要した費用は、全額支給されます。

地域密着型サービス

小規模多機能型居宅介護	「通い」を中心としながら、その人の状況や希望に応じて、随時、「訪問」や短期間の「泊まり」を組み合わせ提供します。
認知症対応型共同生活介護	認知症高齢者等が共同生活をする住居（グループホーム）において食事、入浴、排泄等の日常生活上の支援や機能訓練等を行います。
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	特別養護老人ホーム（入所定員が29人以下である施設に限る）に入所する要介護者に対して、地域密着型施設サービス計画に基づいて、入浴、排泄、食事等の介護その他の日常生活上の世話、機能訓練、健康管理及び療養上の支援を行います。
地域密着型通所介護	小規模のデイサービス施設（センター）に通い、入浴、食事提供等の介護、その他の日常生活の支援及び機能訓練を行います。
夜間対応型訪問介護	夜間において、定期的な巡回による訪問介護サービス、利用者の求めに応じた随時の訪問介護サービス、利用者の通報に応じて調整・対応するオペレーションサービスの3つのサービスを行います。
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	日中・夜間を通じて、訪問介護と訪問看護が一体的にまたは密接に連携しながら、定期巡回と随時の対応を行います。1つの事業所で訪問介護と訪問看護を一体的に提供する「一体型」と、訪問介護を行う事業者が地域の訪問看護事業所と連携してサービスを提供する「連携型」があります。

施設サービス

介護老人福祉施設	寝たきりや認知症で日常生活において常時介護が必要で、自宅では介護が困難な人が入所する施設です。食事、入浴、排泄等の日常生活介護や療養上の支援を行います。
介護老人保健施設	病状が安定している人に対し、医学的管理のもとで看護、介護、リハビリテーションを行う施設です。医療上のケアやリハビリテーション、日常的介護を一体的に提供し、在宅への復帰を支援します。
介護医療院	日常的な医学管理や看取りやターミナルケア等の医療機能と生活施設としての機能とを兼ね備えた施設です。長期的な医療と介護のニーズを併せ持つ高齢者にサービスを提供します。

※介護保険サービスを利用するためには、要介護認定を受ける必要があります。



● 介護予防・日常生活支援総合事業

介護予防・日常生活支援総合事業（総合事業）は、要介護認定を受けていなくても、介護予防サービスを利用することができるサービスです。

生活機能の低下がみられる人（もしくは要支援認定を受けた人）が利用できる「介護予防・生活支援サービス事業」と65歳以上のすべての高齢者が利用できる「一般介護予防事業」の2つに分かれています。

介護予防・生活支援サービス事業 対象者：要支援1・2の認定者、生活機能の低下がみられる高齢者

通所型サービス	通所介護	介護保険サービスの通所介護と同等のサービスです。
	通所型サービスA (緩和した基準によるサービス)	体操を中心としたミニデイサービス。リハビリテーション専門職の助言指導、栄養・口腔指導もあります。町内5か所で実施しています。
	通所型サービスB (住民主体による支援)	住民団体主体による通所型サービスです。町内1か所で実施しています。また、住民つどいの場や地域のサロン等から通所型サービスBへの移行を目標に育成を支援しています。
訪問型サービス	訪問介護	介護保険サービスの訪問介護と同等のサービスです。
	訪問型サービスA (緩和した基準によるサービス)	生活支援を中心とする訪問型サービスです。
	訪問型サービスC (短期集中予防サービス)	リハビリテーション専門職による訪問型サービスです。
介護予防ケアマネジメント		高齢者の自立支援を目的として心身・環境などの状況に応じて本人といっしょに介護予防に向けたケアマネジメントを実施します。

一般介護予防事業 対象者：65歳以上のすべての高齢者

基本チェックリストの配布	65歳以上の人全員を対象に、大飯・名田庄地域交互に生活状況の確認のためのアンケート調査を行っています。
介護予防手帳の配布	総合事業における介護予防・生活支援サービスの利用者に対し、介護予防活動を自己管理できるよう、介護予防手帳を作成し、配布します。
介護予防教室	介護予防や健康づくりをテーマに、保健師・管理栄養士等がそれぞれの地域に応じた介護予防教室を実施しています。
リハビリテーション専門職等の派遣	リハビリテーションの専門職や保健師等を各サロンや地域活動団体に派遣し、介護予防の取り組みを支援しています。
地域ふれあいサロン	各集落で誰でも気軽に参加できるつどいの場として、ふれあいサロンが開催されています。それぞれの地域の実情に合ったサロン活動を推進していけるよう支援をしています。
ボランティア・生活支援サポーター育成	介護予防の知識を持ったボランティアや生活支援サポーターの育成を行っています。

● 町が実施する高齢者福祉サービス等一覧

生きがいがづくり活動の充実や地域の活動リーダーの育成に取り組みます

ふれあい入浴事業 対象者：65歳以上の高齢者	清潔で健康な身体の保持や閉じこもりの防止、定期的な外出機会の確保に向けて、月2回まで「湯ったり温泉」または「ご湯っくり」の利用料を助成します。
敬老会 対象者：75歳以上の高齢者	長年にわたり社会に貢献された高齢者に対し長寿をお祝いし、高齢者相互の親睦を図ります。

町ぐるみで地域ケアを進めます

総合相談支援事業	特にひとり暮らし高齢者や高齢者世帯を対象に、日常の生活状況や悩み等を把握するための訪問を実施しています。お受けした相談は、適切な機関や支援につなげます。
----------	--

認知症の人への支援や高齢者虐待防止に向けた、地域ぐるみでの支えあいネットワークをつくります

認知症に対する理解の促進	認知症サポーター養成講座を開催しており、認知症サポーターボランティアとして「スマイルサポーターズ」を設立しています。
認知症の人とその家族への支援	認知症の人とその家族の集いの場である認知症カフェの運営支援や認知症高齢者等SOSネットワーク等による地域の見守り体制の構築を行います。
認知症の予防	ふれあいサロン事業や介護予防教室、通所型サービス、認知症サポーター養成講座において、認知症予防についての普及啓発を行います。
認知症への早期対応	地域の医療機関や福祉関係機関と協力し、認知症の疑いのある方に早期に対応する認知症初期集中支援チームを発足しています。
高齢者虐待の防止	高齢者虐待の通報、相談窓口の周知、介護者や地域の人に対する研修の実施等、虐待の予防・防止の意識向上のための普及啓発を行います。

高齢者の安全・安心を確保するための体制を整備します

緊急通報体制の整備 対象者：70歳以上のひとり暮らし高齢者等	ひとり暮らし高齢者等の緊急時に迅速かつ適切な対応を図るため、緊急通報装置を無料貸与し、24時間の見守り体制を整備することで、高齢者の安全・安心な生活を支援します。
救急医療情報キットの支給 対象者：65歳以上のひとり暮らし高齢者等	「もしも」の際の備えとして、あらかじめかかりつけ医や服薬の情報、親族の連絡先等の情報を入れることのできる救急医療情報キットを支給します。
高齢者運転免許証自主返納支援事業 対象者：70歳以上の高齢者	デマンドバスの利用料金助成やタクシーの利用料金助成、電動アシスト3輪自転車の購入費助成を行います。

町が実施する高齢者福祉サービス等一覧

誰にでもやさしい生活環境づくりを推進します

生活支援ハウス 対象者：在宅生活が不安な 60 歳以上の高齢者 利用者負担：収入に応じた負担	60 歳以上の世帯の人で、在宅で自立した生活を送ることが不安な人に一時的に住居を提供します。
住まい環境整備支援事業 対象者：要介護 1 以上の高齢者 利用者負担：対象経費の 1 割～3 割	介護保険の住宅改修の対象とならない改修等に対し一部を補助します。＜上限＞ 80 万円

移動に係る支援を推進します

バス利用料金の助成 対象者：70 歳以上の高齢者（65 歳以上の運転免許証を持っていない人を含む）	高齢者の移動手段の確保を図るため、町内の路線バスの運賃を全額補助します。
タクシー利用料金の助成 対象者：高齢者のみの世帯、要介護高齢者、障がい者手帳保有者	県のタクシー協会に加盟しているタクシー会社等を利用する場合の初乗り料金を助成します。
移送サービス 対象者：公共交通機関の利用が困難なひとり暮らし高齢者や高齢者世帯、要介護 4・5 の認定者等 利用者負担：年会費 10,000 円	公共交通機関の利用が困難な対象者に対し、通院等の移動手段を確保するため、月 2 回まで移送サービスを行います。利用にはおでかけ会への入会が必要です。
デマンドバスの利用料金の助成 対象者：70 歳以上の高齢者 利用者負担：1 回 300 円	デマンドバスの導入に伴い、高齢者の移動手段の確保を図るため、利用料金 500 円のうち 200 円を助成します。

高齢者の暮らしを支援するサービスを充実します

寝具乾燥消毒サービス 対象者：ひとり暮らし高齢者や高齢者世帯、要介護 4・5 の認定者等	寝具乾燥等が困難な対象者に対し、年 2 回（6 月・11 月）、寝具乾燥等のサービスを実施します。
給食サービス 対象者：買い物や調理が困難なひとり暮らし高齢者や高齢者世帯 利用者負担：1 食あたり 200 円	買い物や調理が困難な対象者に対し、ボランティア等により月 4 回弁当の配食を実施するとともに、配食時に安否確認を行います。
高齢者食の提供体制整備事業 （高齢者お弁当お届けサービス） 対象者：買い物や調理が困難な高齢者 利用者負担：弁当等の実費	高齢者が食べやすいような弁当やおかずセットを移動販売業者が地域まで配達し、食の機会の確保を図ります。
高齢者買い物代行業 対象者：ひとり暮らし高齢者、高齢者世帯で買い物が困難な方 利用者負担：1 回あたり 150 円～200 円（時間に応じて）	週 2 回、必要な食材や日用品等の買い物を代行します。

家族介護の支援を推進し、介護者の生活の質の向上を図ります

介護者教室の開催 対象者：要介護者を抱える家族等	要介護者を抱える家族等に対し、介護知識や技術の講習等を行うとともに、介護者同士の交流等を図るため、介護者教室を開催します。
在宅介護支援金の支給 対象者：要介護 4 または要介護 5 の人を在宅で介護している介護者	在宅で介護している介護者の経済的な負担等を軽減するため、介護支援金を支給します。
介護用品の支給 対象者：介護保険により要支援以上と認定された人、またはそれと同程度の人 利用者負担：課税世帯・・・購入費の 15% 非課税世帯・・・購入費の 5% 生活保護世帯・・・負担なし	介護者の介護負担や経済的な負担を軽減するため、おむつ等の介護用品の購入費を助成します。

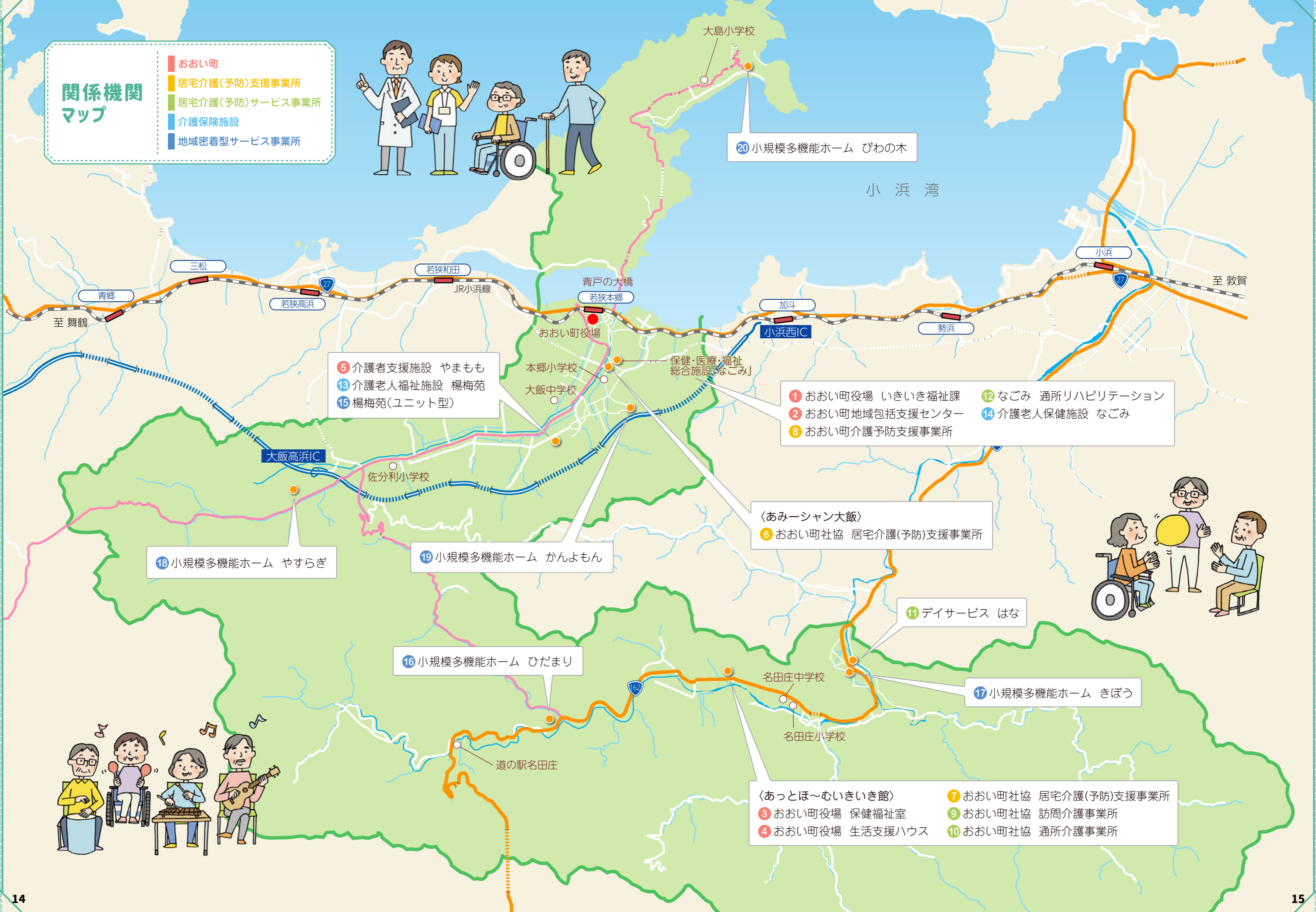
権利擁護への取り組みを推進します

成年後見制度の利用促進 対象者：認知症高齢者等	財産管理や福祉サービスの利用等を自分で行うことが困難で判断能力が十分でない認知症高齢者等を援助する「成年後見制度」の利用促進を図るために、成年後見センターを中心として、制度の利用支援や周知を進めます。
-----------------------------------	--



関係機関 マップ

- おおい町
- 居宅介護(予防)支援事業所
- 居宅介護(予防)サービス事業所
- 介護保険施設
- 地域密着型サービス事業所



20 小規模多機能ホーム びわの木

5 介護者支援施設 やまもも
13 介護老人福祉施設 楊梅苑
15 楊梅苑(ユニット型)

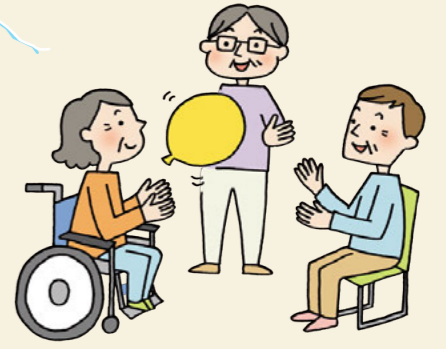
1 おおい町役場 いきいき福祉課
2 おおい町地域包括支援センター
8 おおい町介護予防支援事業所
12 なごみ 通所リハビリテーション
14 介護老人保健施設 なごみ

〈あみーシャン大飯〉
6 おおい町社協 居宅介護(予防)支援事業所

18 小規模多機能ホーム やすらぎ

19 小規模多機能ホーム かんよもん

11 デイサービス はな



16 小規模多機能ホーム ひだまり

17 小規模多機能ホーム きぼう



〈あっとほ〜むいきいき館〉
3 おおい町役場 保健福祉室
4 おおい町役場 生活支援ハウス
7 おおい町社協 居宅介護(予防)支援事業所
9 おおい町社協 訪問介護事業所
10 おおい町社協 通所介護事業所



関係機関一覧

おおい町

① いきいき福祉課	本郷92-51-1	Tel.77-2760
② 地域包括支援センター	本郷92-51-1	Tel.77-2770
③ 保健福祉室	名田庄下6-1(あっとほ～むいきいき館内)	Tel.67-2000
④ 生活支援ハウス	名田庄下6-1(あっとほ～むいきいき館内)	Tel.67-2000
⑤ 介護者支援施設 やまもも	野尻 28-37	Tel.77-1011

居宅介護(予防)支援事業所

⑥ おおい町社協	本郷82-14(あみーシャン大飯内)	Tel.77-3415
⑦ 居宅介護(予防)支援事業所	名田庄下6-1(あっとほ～むいきいき館内)	Tel.67-2318
⑧ おおい町介護予防支援事業所	本郷92-51-1	Tel.77-2770

居宅介護(予防)サービス事業所

⑨ おおい町社協 訪問介護事業所	名田庄下6-1(あっとほ～むいきいき館内)	Tel.67-2318
⑩ おおい町社協 通所介護事業所	名田庄下6-1(あっとほ～むいきいき館内)	Tel.67-2318
⑪ デイサービス はな	名田庄三重34-10-1	Tel.67-3339
⑫ なごみ 通所リハビリテーション	本郷92-51-1	Tel.77-3184

介護保険施設

⑬ 介護老人福祉施設 楊梅苑	野尻28-37	Tel.77-1011
⑭ 介護老人保健施設 なごみ	本郷92-51-1	Tel.77-3184

地域密着型サービス事業所

⑮ 楊梅苑(ユニット型)	野尻28-37	Tel.77-1011
⑯ 小規模多機能ホーム ひだまり	名田庄口坂本13-5	Tel.67-2656
⑰ 小規模多機能ホーム きぼう	名田庄三重40-47	Tel.67-2203
⑱ 小規模多機能ホーム やすらぎ	安川13-5-3	Tel.78-1106
⑲ 小規模多機能ホーム かんよもん	山田16-35	Tel.77-1600
⑳ 小規模多機能ホーム びわの木	大島45-22	Tel.77-2550